

神奈川県中郡大磯町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆議会基本条例を制定

議会では、地方分権時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、意思決定機関、行政の監視機関としての議会の役割と責任がこれまで以上に重要なものとなってきたことから、平成19年に議会運営委員会を中心に条例制定に向けた取組みをはじめた。

先進地視察、条例案の検討、パブリックコメント等を経て、町議会の最高規範として議会基本条例を平成21年7月に制定した。

◆議会基本条例の運用、議会活性化への取組み

平成21年11月1日に議会基本条例を施行し、同月に一般会議を開催し、その翌年の5月から予算審査を中心とした議会報告会をはじめた。

平成23年7月に町議会議員の改選が行われ、条例施行から2年が経過していたことから、本格的な議会基本条例の運用、議会改革に着手することとなった。

まず、平成24年2月に法政大学の廣瀬克哉教授を講師に招き、全国の条例運用状況等を学ぶ議員研修会を開催。その後、議会運営委員会を中心に、「よりよい政策提言ができる議会」「信頼される議会」を目指し、今後の議会基本条例運用方針を固めた。

具体的には、「議会報告会」「一般会議」「自由討議」「その他の検討事項」のそれぞれに検討事項を設ける形で、議会改革への取組みを町民へ議会広報を通じて周知した。

①議会報告会：これまでの5月開催の予算報告会に加え、9月定例会後、決算の報告会を開催する。

②一般会議：町内で活動している各種団体の方々との意見交換の機会を持ち、町への政策提言につなげていく。

③自由討議：機関としての合意形成を図るため、議員相互の討議が不可欠であり、委員会や協議会等で試行的に実施していく。

その他、決算審議における総括質疑の実施、政策形成能力向上のための議員研修機会の充実、重要政策勉強会の実施、請願・陳情に係る審査基準の作成などを検討事項に掲げた。

なお、ここで掲げた目標については、実現できた時点で議会広報により町民へ周知した。

◆予算・決算審査

これまでも補正予算等への修正案を議員提案することはたびたびあったが、

平成 23 年 7 月の議員改選以降、予算・決算審査において、より議会の監視を強化した。

具体的には、平成 24 年度予算は付帯決議を付けて可決、平成 23 年度一般会計決算は不認定、平成 25 年度一般会計予算は修正可決。平成 25 年度決算では、2 つの常任委員会から 1 事業ずつ選定し、決算特別委員会において事務事業評価を実施。次年度予算編成の際、どのように町が検証したかを総括質疑で質すなどを行った。

予算や決算の特別委員会では、付帯決議、修正案、事務事業評価という結論を導くにあたり、委員間で合意形成を図るため、討論前に自由討議を実施した。なお、現在は必要な場合にはいつでも議員間協議を行うことができるようになっている。

◆常任委員会での調査・研究

平成 25 年 7 月、役職改選・委員会構成の変更を実施。議会改革に向け、任期満了までの 2 年間でを行う調査・研究テーマ、検討事項等を委員会ごとに決定した。

その中で、総務建設常任委員会では、大磯町の自然豊かな環境を保全し、災害に強い安心で安全な地域社会を次世代に引き継ぐため、「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備について」を調査・研究テーマとした。また、「1 市 2 町ごみ処理広域化における施設整備について」を閉会中の所管事務調査とした。

◆議員による条例提案に向けた動き

(1) 意見書を国へ提出

平成 23 年に起きた福島第一原子力発電所の事故後、放射線の影響について乳幼児を持つ家庭を中心に多くの人々が疑問や将来への不安を感じていることを受け、平成 23 年 7 月、命を産みはぐくむ女性の立場から『新しい日本のエネルギー政策』を早期に求める意見書』を提案し、全会一致で可決、国へ提出した。

(2) 議員研修会と先進地視察を実施

平成 25 年 10 月、法政大学の(故) 船橋晴俊教授を講師に招き、「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備について」をテーマに、行政側も出席し、議員研修会を実施した。町内在住者である(故) 船橋講師からは、長期的な視野に立ち、太陽光発電や小水力発電など地域自然エネルギー導入の大切さ、地域に根差した振興の必要性を学んだ。

平成 25 年 11 月、総務建設常任委員会は先進地への行政視察研修を実施した。静岡県中部電力浜岡原子力館では原子力発電の仕組みを学び、条例を既に制定済みの愛知県新城市、小水力発電施設の設置推進をしている岐阜県中津川市か

ら取り組みを学んだ。

(3)陳情を採択

平成 25 年 12 月議会に「地域における自然エネルギーの活用を振興する条例のすみやかなる制定に関する陳情」が提出され、総務建設常任委員会で審査し、全会一致で採択した。

内容は、地域における自然エネルギーの開発・利用を円滑に促進するために条例を制定し、環境整備を求めるというものであった。

(4)条例骨子案の作成

総務建設常任委員会では、平成 26 年 1 月から 11 月の期間において勉強会を 10 回、協議会を 3 回開催し、条例骨子案を作成した。

会議は、議員研修の講師であった(故)船橋教授の推薦を受け、法政大学から北風亮氏をアドバイザーに招き、行政担当者も含めた中で実施した。

(5)一般会議を開催、意見交換を実施

平成 26 年 6 月、大磯町環境審議会との一般会議を開催。条例制定に向けたこれまでの取り組み経過や条例骨子案、今後のスケジュールを説明した。意見交換では、「大磯らしさ」をいかに条例に盛り込むか等、活発な意見をいただいた。

(6)議会報告会を開催、パブリックコメントを実施

平成 26 年の議会報告会では、5 月に条例骨子案を、11 月に条例素案を説明。また、議会報告会開催日を含んだ 10 月中旬から 1 カ月間、条例案に反映するためのパブリックコメントを実施。30 件の意見をいただいた。

(7)「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」を制定

平成 26 年 12 月議会において、総務建設常任委員会所属の 7 名の議員から条例案を提案。全会一致で可決し、平成 27 年 4 月 1 日に施行した。

執行部は、条例施行に際し環境課を新設し、現在、条例の運用に取り組んでいる。

◆閉会中の所管事務調査

大磯町は、隣接する平塚市及び二宮町と 1 市 2 町ごみ処理広域化を進めており、当初、大磯町は厨芥類資源化施設とし尿処理施設を分担することとなっていた。

総務建設常任委員会では、大磯町が担う施設分担について閉会中の所管事務調査とし、1 市 2 町の執行部間の検討・協議内容の報告を受ける形で、平成 25 年 5 月から平成 27 年 5 月までの 2 年間、調査した。

厨芥類資源化施設の導入は、全量焼却と比較して建設費、維持管理費、環境負荷においてメリットがないことから、1 市 2 町全体でごみの減量化・資源化を徹底することを条件に、厨芥類資源化施設の整備中止が決定された。また、

その代替施設として、大磯町にリサイクルセンターを建設することが決まり、その方向性が定まった段階で、閉会中の所管事務調査を終了した。

◆陳情の審査基準を作成

定例会ごとに複数の陳情が提出され、議会運営委員会でその取扱いを協議するにあたり、平成26年5月に審査基準を作成した。この基準に則り除外対象でない陳情は、常任委員会へ付託して審査することとなり、議員のさらなる資質向上につながるものと考えている。

◆議員による意見書案の提出

平成26年には、3月議会において「『特定秘密の保護に関する法律』の廃止を求める意見書」が、6月議会において「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更反対する意見書」が議員により提案された。

前者の意見書は、採決に際し賛成・反対同数となり、積極的に賛成する者が半数を超えていないため、現状維持の原則により議長採決で否決となっている。後者は賛成多数で可決となった。

◆今後の取り組み

議会基本条例の施行から、その運用に基づく議会改革、検討事項を打ち出し、平成26年度には議員提案による条例制定に至った。

この間、陳情審査、一般会議・議会報告会の開催、パブリックコメントの実施などにより、町民参画の機会を設けることができた。

また、議員提案で意見書を提出、合意形成を図るための議員間討議を実施、当初予算の修正案を提出、決算の事務事業評価を実施するなど、様々な手法を用い、議員の政策形成能力の向上、及び監視機関としての体制を強化できたと考えている。

平成27年7月、町議会議員の改選が行われた。これまでの議会改革を踏襲しつつ、町民ニーズを的確にとらえた議会改革を今後も実践していきたいと考えている。

2 住民に開かれた議会

平成21年11月に施行した議会基本条例では、積極的に町民へ情報発信することにより、町民との協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を明記している。

◆議会報告会の開催

条例施行の翌年5月から現在に至るまで、予算後の報告会を6回（13会場）、決算後の報告会を3回（7会場）実施してきた。

報告会の内容（テーマ）は、予算・決算での審査報告を中心に、主な議案の審議内容や議員提案条例の説明及び意見交換を行う場としても開催した。

開催にあたり、14名の議員を2班に分け、さらに役割分担を設け、当日の会場設営から運営、わかりやすく説明するためのパワーポイントの資料作成なども議員で行っている。

また、開催の周知は、議会広報の配布、ホームページに掲載のほか、チラシの全戸回覧及び議員による配布、報道機関への紙面掲載依頼等を行っている。

当日は参加者にアンケートを配布。性別・年齢・住まい・職業・開催日時や場所・周知方法・資料のわかりやすさなどの項目や、自由な感想から記載結果を集計し、次の開催方法等の検討に役立てている。

今後は、より町民参画がしやすい試みとして、少人数ごとに分かれて意見交換を行う予定である。

◆一般会議の開催

町民意見を聴く機会、情報交換の手段として、一般会議を実施している。これまで、町内で活動している6団体との意見交換を開催した。

開催にあたっては、団体からの申し込みを受ける形と、議会から団体へ申し込むという双方向の形がある。

平成26年度に条例を議員提案する際は、条例骨子案に対する意見を求めるため、議会から関係団体へ開催を申し込む形をとった。この時の意見交換により、関係団体の意見を条例案に反映することができた。

◆パブリックコメントの実施

議員提案の「議会基本条例」及び「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」のいずれにおいても、条例素案に対するパブリックコメントを実施し、町民意見を取り入れる試みを行った。

◆陳情者の趣旨説明の機会

陳情が提出された時は、町民の政策提案と受けとめ、その趣旨説明の機会を設けている。

議会では、陳情の取り扱いを協議する議会運営委員会において、さらに、陳情が付託された場合は審査する委員会においても、陳情者が趣旨説明を行う機会を設けている。

その際、会議は休憩をとり、会議録には残さない形で趣旨説明、委員との質疑応答を行っている。

◆議会広報紙の充実

議会基本条例において、「議会は町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に周知するよう努めなければならない」と規定している。

2つの常任委員会から3名ずつを選出し、6名の委員で議会だより編集委員会を構成している。さらに、議長・副議長がオブザーバーとして出席、議会事務局職員は2名が出席し、10名体制で議会広報紙の編集発行にあっている。

毎年行われる全国町村議会議長会主催の広報研修会には、編集委員及び議会事務局職員から複数名が参加し、そこで得た情報・知識を紙面づくりに生かす試みを行っている。

これまで、文字の大きさや1行あたりの文字数、1段あたりの行数を変更してきた。さらに、一般質問をした議員の顔写真を掲載する、質疑応答はゴシック体と明朝体を使い分けて読みやすくする、グラフ、図面や写真を用いて、わかりやすく興味を持ってもらえる構成にするなど、改革を試みてきた。

また、町民参画の紙面づくりとして、表紙との連動企画で「食」をテーマに町内の生産者への取材を2年間行い、平成27年10月発行号からは「絵画」シリーズとして、障がい者の絵を表紙に掲載していくシリーズをスタートさせている。

議案の審議結果を掲載する際は、原稿を作成する編集委員は会議録の反訳原稿をもとに、記載内容に誤りが起きないように作成している。さらに、編集委員会で初稿の読み合わせを行った後、金額等の数字に誤りがないか、それぞれの議案の所管課に確認を依頼。変更がある場合は、再度、編集委員会で協議するというダブルチェックを行う形で、責任ある情報発信に努めている。

議会広報である以上、定例会や臨時会での議案審議結果、一般質問内容を掲載することにとどまらず、毎回、議会の活動をお知らせする紙面構成を心がけている。

具体的には、常任委員会ごとに設定した調査・研究テーマや、議会運営委員会・議会だより編集委員会での検討事項、調査・研究の進捗状況、行政視察研修や議員研修会での研修内容、議会報告会でいただいた町民意見のお知らせ等である。

定例会ごとに発行する議会広報において、議会で行われている改革等の「動き」を町民にお知らせすることは、開かれた議会を目指す上で必要不可欠であると考えている。

議会だよりは、全戸配布、主要な公共施設での配架、議会ホームページへの掲載のほか、年に1度、成人式において新成人に配布している。これまで受けた教育の場での知識や経験をふまえ、これからの社会を司る「政治」や「大磯町政」「議会」へ関心を持ってもらう絶好の機会であると考え、議長のあいさつの中で、議会の取り組み等を説明している。

◆議会ホームページの活用

議会広報の媒体は、今や紙面としての議会だよりにとどまらず、ホームページを有効に活用すべきと考えている。

大磯町では、すべての会議(本会議・委員会・協議会・一般会議)を原則公開としているため、開催が決まった時点で、日程及び議題をホームページに掲載

し、周知している。

本会議の議案及び陳情等については、関心を持ってもらえるよう、審議の1週間前には議案及び説明資料を掲載している。

また、本会議の開催日程と合わせ、陳情等の受付締切日や、陳情書の書き方(見本)、提出の仕方、審査の流れ(基準)等についても掲載、お知らせしている。

議決結果は、議員ごとの賛否も含め、本会議終了後、即日掲載し、報道機関からの問い合わせ等にも対応している。

会議録については、本会議及び委員会の会議録は検索システムを導入し、全文を掲載。協議会(一般会議含む)の会議録は、要点筆記した会議録をPDF化して掲載している。議会報告会の会議録は要点筆記だけでなく、町民からいただいた意見と、執行部へ申し送りした事項の回答も合わせてお知らせしている。

一般質問及び総括質疑は通告制で、議会運営委員会において通告内容、質問の順番(時間割)を決定し、即日に掲載。かつ事務局窓口で配布しているため、関心のある内容・議員の時に傍聴者が来庁されるスタイルがすでに定着しつつある。

政務活動費は、収支一覧表を掲載している(議会広報にも掲載)。

議会交際費は年度ごとに掲載している。

◆パワーポイントの活用と町民情報コーナーの充実

わかりやすい説明のために、執行部では、本会議における一般質問の答弁参考資料、委員会や協議会での説明資料として、パワーポイントを用いる場合がある。

会議の傍聴者には、スクリーンに映し出された資料も含め、常に資料を用意している。また、会議終了後には、町役場本庁舎の1階にある町民情報コーナーへ資料を配架。このコーナーには、過去5年間のあらゆる会議資料、会議録、政務活動費の収支報告書(領収書の写しを含む)を配架している。

◆今後の取り組み

議会基本条例において、すべての会議を原則公開と規定している。そのため、開催に伴う日程・議題・議案・審議結果・会議録は、おのずと全て公開することを原則に、ホームページを活用している。

常に議会の情報を町民に公開することで、問い合わせを受けた際も、スムーズに対応することができていると感じている。

近年、通年議会を実施する議会、タブレットを活用した改革に取り組んでいる議会等が見受けられる。町民の生活スタイルも多様化しており、いかにして幅広い意見を議会審議に取り入れることができるかが課題となってくる。

また、インターネットでの委員会中継、オンデマンド配信など、様々な情報技術を取り入れ、町民のあらゆるニーズに応えられる取り組みが、今後ますます

す必要となってくるであろう。

そうした時代の流れを常に意識し、今後も議会運営委員会を中心に、「開かれた議会」への取り組みを行っていきたいと考えている。